

郡山市幸せな地域づくりプロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業の円滑かつ適切な推進のため、郡山市幸せな地域づくりプロジェクト（以下、「プロジェクト」とする。）を設置する。

(取組事項)

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 協議体の設置に関する事。
- (2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置に関する事。
- (3) その他、生活支援体制整備事業に関する事。

(組織)

第3条 プロジェクトは、以下の関係機関から選出された者をもって構成する。

- (1) 郡山市
- (2) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
- (3) 郡山市地域包括支援センター連絡協議会
- (4) その他、特に必要と認められるもの

(庶務)

第4条 プロジェクトの庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。